

現 場 説 明 書

工 事 名		令和7年度 小野駅前団地A棟屋根等改修工事				
工 事 場 所		辰野町大字小野1316-10				
工 期		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
部 長	課 長	調整幹	課長代理	係 長	係 員	担 当

現 場 説 明 書

(改修工事に用 令和7年度版)

1 契約事項に関する事項

- 1-1 受注者は、着手時から工事目的物引渡完了までの期間、工事目的物および工事材料に対して火災保険に加入しなければならない。なお、加入額は請負代金相当額とし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
また、手続き終了後、速やかに別紙-1に保険契約書の写し等を添付して提出する。
- 1-2 工事期間中、受注者の責任において労災保険（工事作業員・作業員の身体障害を填補する保険（法定外労災補償）含む）に加入し、その費用は受注者の負担とする。

2 工程に関する事項

- 2-1 本工事は、発注者指定型週休2日工事の対象工事である。「辰野町週休2日工事試行要領」に準じて取り組むものとする。
- 2-2 本工事の作業（資材、機械等の搬入を含む）は、早朝、深夜に行ってはならない。ただし、コンクリート打等止むを得ず実施する作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2-3 杭打工事等、特に騒音、振動を伴う作業は、原則として、日曜、祭日に行ってはならない。ただし、騒音、振動を伴わない作業で、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 安全対策に関する事項

- 3-1 受注者は、工事期間中工事に対する近隣住民の協力が得られるよう、現場内外における工事災害、並びに工事公害の発生防止に努めるものとし、さらに協力業者にもこの趣旨の徹底をはかること。
- 3-2 資材搬入時の事故防止などについては次によるものとする。
 - 1) 建設資材などの搬入に際し、事故ならびに騒音等の防止のため、道路関係法規を遵守し、現場および現場周辺では車の速度等には充分留意し、沿道及び近隣住民から苦情を引起さぬよう努めること。
 - 2) 工事に用道路あるいは歩道上で資材の放置や積み下ろしを行ってはならない。
 - 3) 近隣住民との協議の結果によっては、資材搬入経路、時間などの規則を後日指示することもありうるが、この場合原則として請負金額の変更はしない。
- 3-3 施工時における騒音、振動などの防止については次によるものとする。
 - 1) 本工事の施工にあたり騒音、振動、杭打機の油飛散ならびに、ほこり資材片の飛散等による被害を誘発しないよう必要に応じ予防措置を講じ近隣住民に対する迷惑あるいは、近隣家屋などに対する損害を与えぬよう努めること。
 - 2) 近隣住民との協議の結果によっては、騒音、振動などの発生する杭打工事等について作業時間などの規則を後日指示することもありうるが、この場合、原則として請負金額の変更は行わない。
- 3-4 安全施設などの設置については、現場内外における工事に用道路の交通安全対策上、交通安全標識及び交通安全施設の設置ならびに保安要員等、特にその必要性を認めた場合

は、その位置、構造、施設時期ならびに存置期間等、後日指示するものとする。

3－5 近隣家屋等の事前調査が必要と認めた場合、受注者は着工前に近隣家屋等現場周辺の構造物について、その現況調査（基礎高測定、写真撮影等）を実施し、その資料を2部作成し提出すること。なお調査範囲、調査対象、ならびに調査方法等については、監督員の指示によるものとする。

3－6 近隣住民並びに近隣家屋等に対する損害補償については次によるものとする。

- 1) 工事用車両による事故あるいは、紛争等が生じた場合は、当該受注者は直ちに監督員に報告するとともに、当該受注者の責任において措置すること。
- 2) 本工事の施工に起因して近隣家屋に損害を与えた場合には、当該受注者は、直ちに監督員に報告するとともに当該受注者の責任において措置すること。

4 仮設に関する事項

4－1 現場外工事用道路は、道路管理者と協議のうえ指定道路を使用すること。又現場内外の工事用道路は、受注者の責任において常に良好な維持管理を行うこととし、当該道路に損傷等が生じたときは原因者の責任において補修することとする。

4－2 受注者は工事用電力、用水、電話について各関係機関と協議し、諸手続きを行ったうえ使用する。なお、分離発注される工事などがある場合は、原則として、建築主体工事受注者が各受注者間の調整を図り、諸手続きを行うこととする。また、これに要する費用は各受注者の負担とする。

4－3 現場内に仮設建物の設置が不可能な場合は借地とし、その費用は受注者の負担とする。

5 施工に関する事項

5－1 本工事の施工に先立ち、監督員の指示により施工計画書を提出し、承諾を受けるものとする。

5－2 各工事の納まり、施工水準の向上を計るため、可能なかぎり施工図を作成し、監督員の承諾を得て施工するものとする。また、監督員から「試作品」の作成を指示された場合は作成を行う。

5－3 本工事に使用する材料において、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用しよう努めること。

5－4 工事用資材の調達については、極力県内の取扱い業者から購入すること。

5－5 シーリング材については、JIS規格耐久性区分8020以上の材を使用するものとし、施工に先立ち、部位、寸法、方法等施工計画書等により監督員の承諾をうけるものとする。

6 その他

6－1 本現場説明事項は、特記のある場合および工事区分が明確である場合を除いて、各工事に共通して扱うものとする。

6－2 本工事の入札に先立ち質疑等が生じた場合は、別紙－2の「質問書」により担当課あて提出する。ただし、その内容が軽微なものについてはこの限りではない。

6－3 本工事に関する工事写真はカメラ撮影とし、図面に特記がない場合は、次表に従い工事名、撮影対象物、日時等の要因を記入のうえ、フリーアルバムに貼り、必要部数を監督員に提出するものとする。

撮影時期	撮影対象物	焼付サイズ	提出部数
工事着手前	敷地全体及び境界周辺の状況、敷地内の建物、工作物等、改修前の内外部の状況等	カラー サービスサイズ	2
災害事故発生時	必要箇所	同上	2
工事施工中	隠蔽部分及び監督員が指示する箇所	同上	2
工事完成后	内外観とも施工箇所の完了状況が確認できる程度及び監督員の指示する箇所	同上	2

6－3 受注者は、下請契約を締結する際は、極力県内業者とするよう努めること。

6－4 本工事において発生する建設副産物の処理については「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するものとし、監督員の指示により施工計画書、実施報告書、産業廃棄物監理票（マニフェスト）等の提出を行うものとする。

6－5 工事期間中は、場内の見やすい場所に関係諸法令による表示板及び受注者名等を記入した表示板〔90 cm× 60 cm横書き〕を設置すること。

建設工事期間に掲示する看板仕様

工 事 名	令和7年度 小野駅前団地A棟屋根 等改修工事
事業主体	辰野町
受 注 者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
T E L	〇〇〇－〇〇〇〇

注）地は白色、文字は「角ゴシック」黒色とする。

火 災 保 険 契 約 締 結 通 知

令和 年 月 日

様

受注者

住所

氏名

印

工事名

上記について別添のとおり保険を契約したので通知します。

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）		
指名通知日		
工 事 名	令和７年度 小野駅前団地Ａ棟屋根等改修工事	
工 事 場 所	辰野町大字小野1316-10	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電 話 ・ F A X	
	担当者所属・氏名	
質 問 内 容		

回 答	
-----	--